市長雑感

(107)

文化の創造は力を合わせて

文化という言葉、物心両面に進歩的な余韻を感じさせるというのか、とても響きがいい。自由と平和への意志から出発した〝文化の日〟が頭にあるだけに一層その感を深くするのだろうが、それでも言葉の持ち合わせる広義な意味合いから、万人の豊かな心をつなぐにふさわしい言葉のようである。

一方、文化にまつわる複合語は多く、日常用語にまで入って、名詞言葉としてさまざまに用いられているのもまたあるまい。かといって抵抗があるわけではないが、その意味合いとなると、どうも不明瞭な思惑がからむ。人間社会には「手に汗して働いて休養をとり、娯楽を求め教養を吸収する」というのが、大方の生活パターン。ともすると、こんな暮らしの中で心の休養にチエをしぼり、そのチエを養っていくところに、心をつなげる〝文化〟という言葉の味が隠されているのだろうか。

何世紀も以前に、ヨーロッパ各国で起った「文芸復興」は有名な話しである。ヨーロッパには、多くの国があり民族がいて話し言葉もいろいろだったから、芸術が万人をつなぐものとして重要視されたのだという。それ以前からも宗教や文芸活動に、国民は心のよりどころを自由に求めていたというから、今様でいう「文化で統制」は欧州らしい国づくりで、文化のルーツもこんなところにあるようだ。

ところで、私の文化の創造は、知識とセンスをつちかい、また伝統をも生かしつつ、それぞれに力を合わせて創り上げていくものと思っている。

一技一芸一能に勝れるということは、努力の結晶を社会に提供していることだし、一面、幅のある人格形成だって教養の習得が要求されもしようから、文化への貢献度はそれなりに大きいはずだ。日常生活のあらゆる機会を通じ、学び守りますから、心配いりません。なお、当市の人権擁護委員は次の三人の方がたで、いつでも相談に応じています。

♡……真柄慎平氏（柄目木 ☎二一四三一七）

♡……藤田禮子さん（山谷町一 ☎二一二四六五）

♡……土田健一氏（大関 ☎二一七八三六）

また、「人権問題」についての相談は、偶数の月に市役所で相談所が開設されています。

十二月の相談

今月は次の相談所が開かれます。お気軽にご利用ください。

□法律相談……七日、二十一日

□交通事故、人権、行政相談……十四日

時間はいずれも午前十時から午後三時まで、会場は市役所第二会議室です。

ご利用の方はあらかじめ市民課（内線二〇〇）へお申込みください。

＊　＊　＊

□内職相談……十八日

□厚生年金相談……十八日

いずれも商工会議所で、午前十時から午後三時まで。申込みはいりません。直接会場へどうぞ。

苦しみ合う人生のドラマから、いろいろなかたちでの文化が根づき開かれていくのだろう。

ある先生が書にしてた「私の前に道はない。私の後に道はできる」は、とても味がある。いくら健康的な意識で情熱をもってしても、その道のりはけわしいに違いない。が、それぞれの持ち場で精いっぱい努力をし、確かな足どりで道を開いていきたいものだ。

新津市にあっては「人間性豊かなふるさと」づくり。文化を育てていくに、ふさわしいテーマではないだろうか。

志田保

困ったときは相談員へ…

12/4から 人権週間です 12/10まで

十二月四日から十日までは、「人権週間」です。

子どもからお年寄りまで、わたしたち一人ひとりの「基本的人権」は、憲法によって保障されています。

ところで人権にまつわるトラブルは、家庭内のいざこざをはじめ、うわさの流布によるいやがらせ、近隣騒音、悪臭、私的制裁の問題など、日常生活の場で起きることが多いのです。

そのため、それが人権上、「不当」であるとわかっても、はっきり「違法」であるといえないような、判断のつきかねるケースが多いことも事実です。

といって、そのまま放置しておいて、重大な事態になってからでは不幸な結果を招きがちです。

このような人権問題を早期に解決し、被害者を救済するために設けられているのが、人権擁護委員制度です。

ふだんの生活で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるのかわからなくお悩みの方は、気軽に人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、むずかしい手続きもいりませんし、相談内容についてはかたく秘密を

お買物、ご用命は市内で

あなたも福対協火災共済に
ご加入できます事をご存じですか

福対協共済説明会　月日：12月9日(日)
時間：10時から4時まで
会場：新津市図書館第2研修室

火災共済1,000万円保障　年掛金12,000円

福対協
新潟市花園1丁目2番2号
電話(0252)45—4151(代)

交通事故防止にご協力を

うなぎのぼり、死亡事故

最近、県下各地で悲惨な交通死亡事故が相ついで発生しています。十月二十九日から十一月四日までの一週間に十三人もの人が事故の犠牲となっています。非常事態といわねばなりません。

これからの年末、年始にむかっては、一番事故の発生する時期です。みんなそろって明るいお正月が迎えられるよう、一人ひとりが注意しあいましょう。

今年の冬の交通事故防止運動は、十一日から始まります。飲酒運転の追放とスリップ事故防止、夜間の踏切事故防止が重点です。みんなでルールを守り、安全運転励行で、この運動にご協力ください。

ところで左のグラフを見てください。最近五年間の市内における交通事故の年別発生件数をあらわしたものです。

事故は年ねん減少していると言えますが、最近の傾向としては、死亡事故に直結する飲酒運転や速度違反などの悪質な交通違反、子ども・老人などの事故が増加しており決して楽観できる状況ではありません。

今年一月から十月までの市内における事故の原因をみますと、運転者側では、わき見運転や交差点での安全通行違反・徐行違反、一時停止違反などが原因として目立っています。また歩行者側では、飛び出しや走行車両の直前直後の横断が事故の大部分をしめています。

事故を防ぐため、みんなで次のようなことに注意しましょう。

交差点も事故の多い場所。ドライバーも歩行者も十分に注意しましょう。

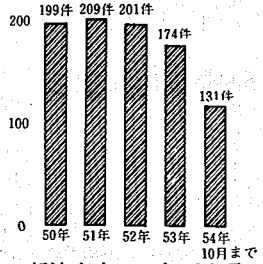

新津市内での年別交通事故発生件数

「運転者の注意」

▼子どもや老人、自転車を見たら赤信号のつもりで、スピードは控え目にして、間隔を十分にとって通る。

▼子どもの飛び出しに注意。車を動かすときはまわりに子どもがいないかよく確認を。

▼交差点での右左折には、自転車、歩行者に十分な注意を。

▼夜間はスピードを控え、無灯火自転車に注意を。

▼無理な追越し、スピードの出し過ぎはしない。

▼飲酒運転は絶対しない。

「歩行者・自転車の注意」

▼横断歩道や交差点付近では一時停止や安全確認をしっかりと。飛び出しはしない。

▼なるべく目立つ服装で。反射板なども活用を。

▼自転車などの並列進行や路上でのふらつきはしない。

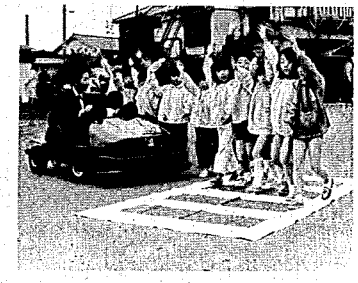

安全教育に役立てて

さきごろ、交通安全教育に役立ててと農協自賠責共済からゴーカートの寄贈を受けました。この車はエンジン付きのもので、写真の東保育所での安全教室では子どもたちの人気の的でした。なおこのほかにも同共済から反射鏡も贈られました。

献血にご協力ください

冬は血液のピンチです

献血車「ゆうあい号」が次の日程で来市します。冬場は極端に血液が不足します。市民のみなさんの積極的なご協力をお願いします。

なお12月3日に予定していました巡回は12月15日に変更になりました。

♥12月10日…新津車両管理所
♥12月15日…立正佼成会
♥12月17日…新津工業高校

時間はいずれの会場とも、午前9時30分から午後3時までです。

お買物、ご用命は市内で

総合結婚式場
≪春祥殿≫
御結婚披露宴会・歓送迎会・クラス会・各種御会合に御利用下さい。
お茶会には松花堂弁当をどうぞ。
新津市本町一丁目　☎(2)1600(代)

花椿会にお入りください。
資生堂チェインストア
本町2丁目 マツヤ TEL (2)0418
第四銀行が向い。北越銀行がとなり。